

## 刑事施設及び保護観察所の連携を強化した 性犯罪者に対する処遇プログラムの改訂について（令和4年度～）（概要）

令和4年4月 法務省矯正局・保護局

### 収容中から出所後までのプログラムの内容の充実

#### 【改訂の必要性】

##### (受講者の目標や取組内容の見直し)

従前のプログラムでは、  
 「夜出歩かない」など、再犯をしないための取組を実行させる指導が中心  
 ⇒プログラム受講者の前向きな意欲を活用する工夫が必要

##### (指導効果が上がりにくい対象者群への対応の充実)

特定の問題性を有する者への指導効果が不十分  
 ⇒指導効果が上がりにくい対象者群に対する更なる処遇上の工夫が必要

#### 【改訂後のプログラム】

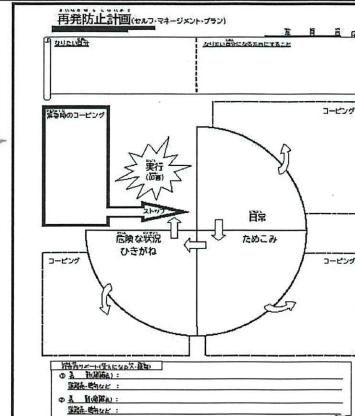
- 再犯をしないという目標だけでなく、将来なりたい自分や達成したい目標とその実現に向けた取組を受講者に考えさせる。
- 受講者の前向きな目標に向けた取組や個々の強みに焦点を当てる指導を行うことにより、受講者の主体性を喚起し、プログラム全般の効果を高める。
- 小児に対する性加害や痴漢など習慣的な行動とみなせる性加害を行った者など  
 特定の問題性を有する者に対応した指導内容を追加。

### 収容中から出所後までの一貫性のある効果的な指導の実施

#### 【再発防止計画の様式改正】

上記内容の充実に対応し“なりたい自分”等に関する欄を設ける

「再発防止計画」（受講者自らが再び性犯罪をしないために作成する計画）の様式を刑事施設・保護観察所で共通化



#### 保護観察所による再発防止計画作成後の指導等の実施

- ・毎月1回の頻度
- ・性的な興味関心・問題への対処状況等に関する自己点検シートを受講者が作成

↓  
 指導効果の維持／再犯の兆候等の把握

自己点検シートの内容を踏まえ、  
 「再発防止計画」を点検・見直し

## 少年院における特定生活指導（性非行防止指導）

★ 指導目標

性に対する正しい知識を身に付けるとともに、自己の性非行に関する認識を深め、性非行をせずに適応的な生活をする方法を身に付けること

- 対象者 本件の非行名が性非行に該当する者（強盗・不同意性交等、不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ目的略取等）又はそれには該当しないものの、性的な動機により本件非行をじゃっ起した者（性的な動機に基づく「窃盗」や「傷害」、いわゆる痴漢や盗撮である「迷惑防止条例違反」等）のうち、性非行の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足が認められるもの
  - 指導内容 ①受講者全員に対して統一的に行う中核プログラム、②受講者の個々の必要性に応じて選択的に行う周辺プログラム、③中核プログラム終了後に個別に行うフォローアップ指導を組み合わせて実施
  - 実施結果 更生保護官署（保護観察所等）へ情報提供

